

産業廃棄物処理施設変更許可証

令和 2年 8月12日

住 所 広島県広島市中区中町8番18号

氏 名 一般財団法人 広島県環境保全公社
代表理事 理事長 森永 智絵

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

福山市長 枝廣 直幹



許可の年月日	平成 元年 4月28日 (届出)	許可番号	第A00040号
施設の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び処理する産業廃棄物の種類	施設の種類 安定型産業廃棄物最終処分場 処理する産業廃棄物の種類 ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず，がれき類 以下余白		
設置場所	広島県福山市箕沖町107番1		
処理能力	埋立地の面積 200,460㎡ 埋立容量 581,334㎡		
許可の条件			
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

再複製無効
(NO COPY)